

# 資料 1 - 3

## 和歌山県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等支援調整会議設置要綱（案）

### （設置）

第 1 条 困難な問題を抱える女性及びＤＶの被害者への支援を適切かつ円滑に行うため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号。以下「困難な問題を抱える女性支援法」という。）第 1 5 条に基づく「支援調整会議」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 1 3 年法律第 3 1 号。以下「ＤＶ防止法」という。）第 5 条の 2 の規定に基づく「協議会」として、「和歌山県困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等支援調整会議」（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

### （構成）

- 第 2 条 支援調整会議は、代表者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。
- 2 支援調整会議に議長を置き、共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課長（以下「多様な生き方支援課長」という。）をもって充てる。
  - 3 支援調整会議の事務局は、共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課（以下「多様な生き方支援課」という。）に置く。
  - 4 支援調整会議に、必要に応じ部会、ワーキンググループを設けることができる。

### （代表者会議）

- 第 3 条 代表者会議は、議長が招集し、別表 1 に掲げる機関・団体等から選出された代表者のほか、議長が必要と認める者をもって構成する。
- 2 代表者会議に関する事務は、多様な生き方支援課が行う。
  - 3 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。
    - （1）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等への支援を行うために、関係機関と連携・協働体制を構築する。
    - （2）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等への支援を行うために、必要な情報の交換及び支援の内容に関する協議を行う。
    - （3）困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等への支援の推進のために、「和歌山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」及び「和歌山県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の進捗状況等について構成員から意見を聞く。
    - （4）その他、困難な問題を抱える女性及びＤＶ被害者等への支援を行うために必要な事項を検討する。
  - 4 代表者会議の開催及び会議の資料は原則として公開とする。ただし、議長が非公開が適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(個別ケース検討会議)

第4条 個別ケース検討会議は、和歌山県DV相談支援センター所長が招集し、代表者会議を構成する機関のほか、個別ケースの検討に必要な関係者をもって構成する。

2 個別ケース検討会議に関する事務は、和歌山県DV相談支援センターが行う。

3 個別ケース検討会議は、ケースごとの支援状況の共有、機関間の連絡調整、支援方針の検討等を行う。

4 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(秘密保持義務)

第5条 会議の構成員は、困難な問題を抱える女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定に違反した者は、困難な問題を抱える女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用される。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は議長が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和7年2月5日から施行する。

2 DV被害者支援ネットワーク会議設置要領は廃止する。

別表1 (案)

支援調整会議 構成員

|          | 所 属 ・ 団 体              |
|----------|------------------------|
| 法 務 局    | 和歌山地方法務局               |
| 出入国在留管理局 | 大阪出入国在留管理局和歌山出張所       |
| 検 察 庁    | 和歌山地方検察庁               |
| 労 働 局    | 和歌山労働局                 |
|          | 和歌山公共職業安定所             |
| 県警察本部    | 広報県民課                  |
|          | 人身安全対策課                |
| 市 町 村    | 県内各市町村                 |
| 県        | 環境生活部生活局県民生活課          |
|          | 共生社会推進部こども家庭局こども支援課    |
|          | 共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課 |
|          | 福祉保健部福祉保健政策局社会福祉課      |
|          | 県土整備部都市住宅局建築住宅課        |
|          | 和歌山県中央児童相談所            |
|          | 和歌山県紀南児童相談所            |
|          | 和歌山県ジェンダー平等推進センター      |
|          | 和歌山県DV相談支援センター         |
|          | 和歌山県精神保健福祉センター         |
|          | 教育委員会事務局学校教育局教育支援課     |
|          | 各振興局地域づくり部             |
|          | 各振興局健康福祉部              |
| 団 体      | 和歌山県人権擁護委員連合会          |
|          | 日本司法支援センター和歌山地方事務所     |
|          | 公益財団法人和歌山県人権啓発センター     |
|          | 一般社団法人和歌山県医師会          |
|          | 公益社団法人和歌山県病院協会         |
|          | 和歌山県立医科大学              |
|          | 和歌山県母子生活支援施設協議会        |
|          | 和歌山弁護士会                |
|          | 和歌山県臨床心理士会             |
|          | 公益社団法人紀の国被害者支援センター     |
|          | ウィメンスタディズ熊野            |
|          | DV被害者支援の会ニュースタート       |
|          | ウィメンズスペース花             |
|          | cocoro サポート・ネット「カミーニョ」 |
|          | 和歌山eかんぱにい              |
|          | GE はしもとサピュイエ           |
|          | 和歌山イコール会議              |
|          | ハッピーママライフ              |

支援調整会議 オブザーバー

|       | 所 属 ・ 団 体 |
|-------|-----------|
| 裁 判 所 | 和歌山地方裁判所  |
|       | 和歌山家庭裁判所  |